

「交流及び共同学習」委員会設置要項

1 目的

「インクルーシブな学校運営モデル事業」の趣旨を踏まえ、「交流及び共同学習」及び「連携校の教育資源を活用した教育活動」を効果的に実施するとともに、両校教職員の情報交換や合同研修の実施などを通して、学校の教育力の向上に資する。

2 業務

- (1) 「インクルーシブな学校運営モデル事業」の推進に関すること。
 - ・ 「交流及び共同学習」推進の基本方針
 - ・ 連携協議会
 - ・ アンケート意識調査
 - ・ 校内外への情報発信
- (2) 「交流及び共同学習」実施要項に基づく、対象生徒の決定・通知に関すること。
- (3) 「交流及び共同学習」実施要項に基づく、連携校の対象生徒の受け入れ可否の決定・通知に関すること。
- (4) 「連携校の教育資源を活用した教育活動」実施要項に基づく、連携校の申出に関する受入可否の決定・通知に関すること。
- (5) 「交流及び共同学習」及び「連携校の教育資源を活用した教育活動」に関わる情報交換、合同研修会の開催に関すること。

3 委員の構成

- (1) 教頭
- (2) 主幹教諭
- (3) 教務部長
- (4) 研究部長
- (5) 生徒指導部長
- (6) 学年主任
- (7) 特別支援教育コーディネーター
- (8) カリキュラム・マネージャー

4 委員会の開催等

- (1) 教頭が委員長を務め、委員長が会議を招集する。
- (2) 会議の進行は主幹教諭を務める。
- (3) 委員会は月1回開催することとし、必要に応じて臨時の委員会を開催する。
- (4) 委員長が認めた場合、必要に応じて上記以外の教職員を委員に加えることができる。